

平成29年2月28日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市入札監視委員会審議報告書・意見書

諫早市入札監視委員会

委員長 相田 雄二郎



## 目 次

1	はじめに	1
2	委員会の委員	1
3	平成26年度～平成28年度の公共工事の契約状況と審議対象	2
4	委員会の開催状況	2
	(1) 開催状況及び審議の内容	2
	(2) 審議内容	3
	① 審議案件の抽出	3
	② 指名停止の状況	5
5	前回までの提言等に対する市の対応状況等	5
6	審議結果	6
7	提言	6
	(1) 最低制限価格制度の運用	6
	(2) 総合評価落札方式の継続した活用	6
	(3) 一般競争入札の拡大	6
	(4) 入札・契約制度の改善	7
8	終わりに	7

## 1 はじめに

入札及び契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと地方自治法に基づくとともに、特に公共工事については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などに沿って取り組むことが、発注者に求められている。

諫早市入札監視委員会は、平成21年2月に設置された第三者機関であり、前期までの「審議報告書・意見書」による意見や提言も踏まえ、現在任期にある第4期における委員会で、これまで審議した結果を以下のとおり報告するとともに、今後の入札及び契約制度の改善に向けて参考とされるよう提言する。

## 2 委員会の委員

諫早市入札監視委員会は、工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、5名の学識経験を有する委員（任期2年）で構成している。

現在の委員は4期目となり、委員構成は下記のとおりであり、委員の互選により委員長を選任した。

	氏名	職業
委員長	相田 雄二郎	中小企業診断士
委員長代理	森本 精一	弁護士
委員	大石 重男	警察OB
委員	菅原 良子	大学教授
委員	塚元 哲也	金融の専門家

※任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日

### 3 平成26年度～平成28年度の公共工事の契約状況と審議対象

年度	契約件数	契約金額（千円）			審議対象
平成 26年度	416件	6,740,575	上半期	194件	
			下半期	222件	第4期
平成 27年度	378件	5,637,610	上半期	172件	第4期
			下半期	206件	第4期
平成 28年度	172件 ※	5,561,272 ※	上半期	172件	第4期
			下半期		

※平成28年度 は上半期（4～9月）の集計

### 4 委員会の開催状況

#### （1）開催状況及び審議の内容

年度	開催日	内容
平成 26年度	平成26年11月25日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1:公共工事の契約締結状況について</li> <li>・報告2:指名停止の状況について</li> <li>・審議1:抽出事案の審議について (平成26年度上半期 (H26. 4～H26. 9) 194件)</li> <li>・審議2:契約制度及び方法の検討について</li> <li>・審議3:「報告者・意見書」(案)について</li> </ul>
	平成26年12月9日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議2:契約制度及び方法の検討について(継続審議)</li> <li>・審議3:「報告者・意見書」(案)について(継続審議)</li> </ul>
	平成27年1月20日 (第4回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告書・意見書」を市長へ提出</li> </ul>
平成 27年度	平成27年5月25日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1:公共工事の契約締結状況について</li> <li>・報告2:指名停止の状況について</li> <li>・審議1:抽出事案の審議について (平成26年度下半期 (H26. 10～H27. 3) 222件)</li> </ul>
	平成27年11月20日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1:公共工事の契約締結状況について</li> <li>・報告2:指名停止の状況について</li> <li>・審議1:抽出事案の審議について (平成27年度上半期 (H27. 4～H27. 9) 172件)</li> </ul>

平成 28年度	平成28年5月30日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1:公共工事の契約締結状況について</li> <li>・報告2:指名停止の状況について</li> <li>・審議1:抽出事案の審議について (平成27年度下半期 (H27. 10~H28. 3) 206件)</li> </ul>
	平成28年11月29日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告1:公共工事の契約締結状況について</li> <li>・報告2:指名停止の状況について</li> <li>・報告3:契約事務手続きの徹底について (積算誤り)</li> <li>・審議1:抽出事案の審議について (平成28年度上半期 (H28. 4~H28. 9) 172件)</li> <li>・審議2:報告・意見に関する協議</li> </ul>
	平成29年2月28日 (第3回臨時会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告書・意見書」を市長へ提出</li> </ul>

※なお、本委員会については、非公開とし、議事概要は公開している。

## (2) 審議内容

### ①審議案件の抽出

審議対象案件772件の中から各委員が抽出した事案計20案件について、抽出案件ごとの「事案説明書」及び「入札結果表」をもとに、入札参加資格の設定方法や理由、入札から契約における経過説明を受け質疑を行い、審議した。

### 【入札方式別】

方法	対象期間					
	審議案件数 (対象件数)					
	H26年度		H27年度		H28年度	計
上半期 (194件)	下半期 (222件)	上半期 (172件)	下半期 (206件)	上半期 (172件)		
一般競争入札	1		2		1	3
指名競争入札	2	5	3	5	4	17
随意契約						
計 (件)	3	5	5	5	5	20

【工種別】

工種	対象期間	審議案件数 (対象件数)					
		H26年度		H27年度		H28年度	計
		上半期 (194件)	下半期 (222件)	上半期 (172件)	下半期 (206件)	上半期 (172件)	
土木一式		1	3	1	2	1	7
建築一式		1		1	1	1	3
電気			1				1
管				1			1
ほ装		1			1	1	2
水道施設			1	2	1	1	5
その他						1	1
計 (件)		3	5	5	5	5	20

【抽出案件】

平成 27年度	第1回	飯盛第3号污水幹線布設工事 (26-1工区) ほか4件
	第2回	北諫早小学校校舎⑤-1棟耐震補強・老朽改修工事 ほか4件
平成 28年度	第1回	小船越地区污水管渠工事 (27-1工区) ほか4件
	第2回	市道永昌東福田線交通安全施設等整備工事 (28-1工区) ほか4件

## ②指名停止の状況

審議対象期間中における指名停止措置状況の報告を受け、制度に沿った措置が行われたか確認した。

### 【指名停止措置件数】

区 分	H26年度		H27年度		H28年度	計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
安全管理措置の不適切による工事事故				6		6
贈賄						
独占禁止法違反行為			1	8	1	10
競売入札妨害又は談合	1			1		1
不正又は不誠実な行為		1		1	1	3
その他（書面警告・口頭注意 等）				1		1
計	1	1	1	17	2	21

## 5 前回までの提言等に対する市の対応状況等

電子入札の拡大については、平成26年度から130万円以上の全ての建設工事を対象としたことにより、業者及び市の双方において、拘束時間の軽減や交通費や人件費といった経費の節減とともに、インターネット活用による事務の効率化や利便性が向上するなどの効果をもたらしたと思われる。

入札辞退者解消については、入札執行における応札状況を踏まえて辞退者に理由を聞き取り、次回の入札参加者選定の際の判断材料とすることで、他の入札参加者の参加機会を確保できた点は、競争性の確保に結びつけていると思われる。

総合評価落札方式の活用については、本制度の活用が見込める工事案件が乏しかったため、近年は採用に至っていない現状である。

本市においても設計積算の違算に起因する落札決定の取消し事例が発生したが、再発防止に向けた職員の意識改革と更なるチェック体制強化に取り組んでいる。

## 6 審議結果

上記のとおり審議した結果、関係法令や各種要綱・要領等に沿った適正な入札事務が執行されていることを確認したので報告する。

## 7 提言

### (1) 最低制限価格制度の運用

最低制限価格制度の本旨は、契約内容の適正な履行を図る上で粗悪工事の防止やダンピング落札者を排除する観点から採用しているものであり、その目的には合理性が求められる。本市においては建設業者の保護・育成といった面も加味されている中で「概ね90%」の設定で運用しているところであるが、一方では過半の業者が最低制限価格を下回る入札結果となる案件も生じている。

これは、業者側にとって採算判断があつての応札額であるのに、最低制限価格設定により失格となっている可能性が高い。運用上こうした入札を排除してしまうことは、高い受注意欲を持ち経営に努力する企業姿勢を阻害することにもつながる。また「市民の税金」を活用した工事であることを鑑みる必要がある。

県内他自治体の動向を踏まえながら、最低制限価格制度の趣旨を考慮しつつ、個々の契約内容に沿った適切な価格設定となるよう、運用について検討をお願いしたい。

### (2) 総合評価落札方式の継続した活用

公共工事の品質を確保するためには、総合評価落札方式など多様な方式の活用が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」でも求められている。本市においても試行要領を定め取り組むようにしているが、前述のとおり、総合評価落札制度の活用が見込める工事案件が乏しく、近年は採用に至っていない現状にある。

今後も技術提案や企業努力を評価することで適切な業者選定となる案件を考慮・検討しながら、その基準を定めるなどにより、その活用について継続して検討してもらいたい。

### (3) 一般競争入札の拡大

制限付き一般競争入札は、入札参加意欲のある者が多数参加でき、指名競争入札と比較しても落札率も低く、より競争性を確保できるメリットがあり、案件によっては20数社の参加事例もあっている。

しかしながら、手続きに係る事務量の増加や処理日数を要するなどのデメリットがあり、一般競争入札の拡大が進まない一因となっている。これらを解消できる制度設計を検討しながら、更なる拡大を検討いただきたい。

また、企業の施工能力に加えて、地域への貢献度、工事成績が優良である企業の優遇など、企業活動に対する評価を参加資格要件に盛り込むことで、より地域に密着した優良企業が参加できる方策も検討していただきたい。

### (4) 入札・契約制度の改善

公共工事は、市経済の活性化や雇用の確保等にも大きく貢献していることから、引き続き本市の実情に応じた入札制度の改善と効率的な運用に努める必要がある。

現在、市における競争入札参加資格は、建設業法・経営事項審査における経営審査点数による「客観的事項」と、本市において独自に設定している「主観的事項」の点数により企業の評価・格付けを行い、指名競争入札時の業者選定を行っているが、評価の公表には至っていない。

こうした企業の評価点数を公表することは、業者の目標を明確化し資質向上にも繋がり、また、指名競争入札のみならず一般競争入札においても有効活用することで、本市における業者選定の透明性・公平性の確保に結びつくものと思われるので評価の公表に向けた検討を望むものである。

## 8 終わりに

最後に、本委員会での意見を反映することにより、今後とも市が透明性の高い、公正で適正な入札及び契約事務に取り組み、適正価格での契約の推進が図られることを望むものである。

(1)

(2)